

○厚生労働省令第八十六号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項及び第八条第一項並びに狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令  
狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第五条</b> 法第四条第二項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「動物愛護管理法」という。）第三十九条の七第六項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札（動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロナチップ（動物愛護管理法第三十九条の二第一項に規定するマイクロナチップをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号八に掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（鑑札の再交付）</p> <p><b>第六条</b> 犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に再交付を申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p><b>第五条</b> 法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号八に掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（鑑札の再交付）</p> <p><b>第六条</b> 犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地の市町村長に再交付を申請しなければならない。</p>

2 前項の規定により鑑札の再交付を申請した後、亡失した鑑札を発見したときは、五日以内に犬の所在地を管轄する市町村長にこれを提出しなければならない。

(登録の消除)

第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号、第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。

- 一 その犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合
- 二 その犬に関して第十六条の五の通知を受けた場合

(マイクロチップが装着されている犬に関する読替え)

第十六条の二 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬については、第四条中「及び登録番号」とあるのは、「登録番号及びマイクロチップの識別番号」と、第十二条第三項第一号中「胴輪、鑑札」とあるのは「胴輪」と、前条第一号口中「登録番号」とあるのは「登録番号又はマイクロチップの識別番号」とする。

(動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出)

第十六条の三 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬からマイクロチップを取り除いたときは、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出を行わなければならない。

(鑑札の提出)

第十六条の四 法第四条第二項又は動物愛護管理法第三十九条の七第六項の規定により鑑札の交付を受けた犬の所有者は、動物愛

2 前項の規定により鑑札の再交付を申請した後、亡失した鑑札を発見したときは、五日以内に犬の所在地の市町村長にこれを提出しなければならない。

(登録の消除)

第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号、第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

護管理法第三十九条の七第二項の規定により当該犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、速やかに、犬の所在地を管轄する市町村長に法第四条第二項の規定により交付を受けた鑑札を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更に係る通知)

第十六条の五 マイクロチップが装着されている犬の所在地が変更された場合（新所在地を管轄する市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地が変更された場合に限る。）であつて、新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により新所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたときは、新所在地を管轄する市町村長は、旧所在地を管轄する市町村長に、当該犬の新所在地を通知しなければならない。

(マイクロチップが鑑札とみなされない場合の鑑札の交付等)

第十六条の六 市町村長は、マイクロチップが装着されている犬について、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があつた場合であつて、次のいずれにも該当するときは、当該犬の所有者に、鑑札を交付するとともに、当該犬の旧所在地を管轄する市町村長に当該犬の新所在地を通知しなければならない。

- 一 犬の旧所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により旧所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたこと

(新設)

(新設)

<p>二 犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の求めを行っていないこと</p> <p>2  前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第十八条  次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七  第十六条の三の規定による届出</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第十八条  次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

附 則

この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年六月一日)から施行する。